

●香川県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年4月24日から同年5月15日まで一般の縦覧に供する。

平成19年4月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般県道）
- 2 路線名 石田東志度線（141号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市寒川町石田東字横内甲920番12地先から さぬき市寒川町石田西字山王52番1地先まで	6.3~18.6	450	平成14年香川県告示第667号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成19年4月24日